

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	平内町 統合宛名に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

平内町は統合宛名に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

平内町長

公表日

令和7年1月9日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	統合宛名に関する事務
②事務の概要	事務処理(行政サービス)上必要となる基礎情報(対象者の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等)の業務横断的な管理を実現し、団体内統合宛名番号(平内町の所有するシステムにおいて個人を一意に特定するために付番されている番号。また、中間サーバにおける符号と一意に個人を特定する番号)を用いた中間サーバとの情報連携を実施するものである。住民基本台帳登録者は住民基本台帳システム上の宛名番号にて業務横断的な管理がなされているが、住民基本台帳システムの登録外者(住民基本台帳上、平内町に住所を有しない)については各業務システムごとに必要な宛名情報を管理しているため、その登録者を住在外住民として団体内統合宛名番号で個人を一意に特定し、業務横断的に管理する事務を行う。また、各担当部署の業務の必要性により統合宛名システムを参照する場合、本特定個人情報保護評価書に記載されたリスク対策を実施する。
③システムの名称	団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) 第9条 ※同条により番号利用が認められる各事務システムを統括管理する
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法 第22条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	平内町 総務課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	平内町 総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒039-3393 青森県東津軽郡平内町大字小湊字小湊63 TEL017-755-2111
⑨規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="radio"/>]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	

9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 ・アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理するとともに離席時のログアウトを徹底する。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	I-5-②の所属長	総務課長 加藤 隆弘	総務課長 亀田 敦	事後	
平成29年4月1日	II-1の時点(日付)	平成27年11月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成29年4月1日	II-2の時点(日付)	平成27年11月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	I-5-②の所属長	総務課長 亀田 敦	総務課長 倉内 仁	事後	
平成30年4月1日	I-7の請求先	平内町 企画政策課	平内町 総務課	事後	
平成30年4月1日	II-1の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
平成30年4月1日	II-2の時点(日付)	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-1の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	II-2の時点(日付)	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月25日	新様式へ変更			事後	
令和7年1月9日	新様式へ変更及び評価の再実施			事後	
令和7年1月9日	②事務の概要	各住登外住民へ割り当てられている個人番号を管理し、各業務システムの事務手続きを円滑にする。	事務処理(行政サービス)上必要となる基礎情報(対象者の基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等)の業務横断的な管理を実現し、団体内統合宛名番号(平内町の所有するシステムにおいて個人を一意に特定するために付番されている番号。また、中間サーバにおける符号と一意に個人を特定する番号)を用いた中間サーバとの情報連携を実施するものである。住民基本台帳登録者は住民基本台帳システム上の宛名番号にて業務横断的な管理がなされているが、住民基本台帳システムの登録外者(住民基本台帳上、平内町に住所を有しない)については各業務システムごとに必要な宛名情報を管理しているため、その登録者を住登外住民として団体内統合宛名番号で個人を一意に特定し、業務横断的に管理する事務を行う。また、各担当部署の業務の必要性により統合宛名システムを参照する場合、本特定個人情報保護評価書に記載されたリスク対策を実施する。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年1月9日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条 ※同条により番号利用が認められる各事務システムを統括管理する	事後	
令和7年1月9日	1. 対象人数	平成31年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月9日	2. 取扱者数	平成31年4月1日時点	令和6年10月1日時点	事後	
令和7年1月9日	8. 人手を介在させる作業		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。	事後	
令和7年1月9日	11. 最も優先度が高いと考えられる対策		<ul style="list-style-type: none"> ・自庁システム側において、必要最低限の人数、参照範囲となるよう、職員のアクセス権限を設定している。 ・アクセス権限の所有者は、ID・パスワード等を適切に管理するとともに離席時のログアウトを徹底する。 	事後	